

2級建築士設計製図講座

実績のある講師陣による格安の製図講座です。

【日程】7/13~9/14までの(火・金)

模擬試験を含む全21回

【受講料】70,000円 【定員】30名

申し込みは各支部まで



住まいのネットワークとは

住まいのネットワークは規約も会費もないゆるやかな組織で、この情報誌を読むことが会員の資格です。学習・交流を通じ、中小業者の協同化を目指しています。

発行所：埼玉土建一般労働組合
さいたま市南区鹿手袋6-18-12
電話 048-863-6293

全国に先駆け施行した埼玉県



融資制度改定

赤字でも融資制度が利用できる

公的融資に期待

主な制度の改定内容

制度名	融資限度額	改定前	改定後
小規模事業資金	1250万円	事業税などの税額に滞納がなく、かつ、赤字でない	事業税を滞納していない事業者、なら赤字でも可
スーパーサポート資金	個人：1500万円 法人：5000万円	法人事業所のみが対象	事業開始後2年以上、2期以上の確定申告をしている個人事業者を対象に追加
中小企業向け制度融資の借換制度の延長		07年3月31日受付期間の受付分まで	08年3月31日受付期間の受付分まで延長(06年3月31日までに借り入れた方が対象)

産業創造資金、事業資金(一般貸付)制度については記載していない

亦子ども

申し込み可能に

4月1日から、埼玉県の小規模事業資金やスーパーサポート資金などの制度融資が一部改定された。無担保無保証人制度(個人)でもつとも利用しやすい「小規模事業資金」は、赤字決算でも申し込みができる。

「スーパーサポート資金」は個人事業主も利用できるようになった。国は小零細企業むけの「小口零細企業保証制度」を新設し、保証協会の保証付き融資残高合計1250万円以下となる保証が行われ、赤字の事業所も申し込みができるようにする。埼玉県が4月から改定した小規模事業資金は、この小口零細企業保証制度を先取りしたものといえる。

2月に開催した埼玉土建住宅建設研究交流集会の第5分科会の講演で、講師は「全企業」の7割は赤字決算といわれている。その赤字

正業が任云を文えしいる。」と中小零細企業の社会的な役割を強調した。そのうえで「だからこそ中小零細企業に対する国や県、市町村などの融資制度を守り、充実させる必要がある。」と組合の果たす役割や地域運動の重要性を力説した。

公的融資の積極利用を

実施は 既報の国際のな新自己資本比率規制「バーゼル」の実施とあいまって、利子の引き上げ、貸出先の選別化が激しくなるものと懸念されている。また、赤字企業でも活用できる小口零細企業保証制度も本当に融資が受けられるのかどうかは未知数だ。

しかし、制度は活用しなければ後退していくのは今までの歴史が物語っている。県や市町村の融資制度を大いに利用することが、公的融資制度をまもり充実させていくことにつながる。

青競出場者募集中

全国青年技能競技大会の予選として行われる、埼玉土建大会へ出場する青年大工を募集している。2日間の練習と大会に参加した仲間には、活動費が3日分援助されるのも魅力だ。この大会の経験者の中には技能グランプリのメダリストもいる。技能を学ぶ格好のチャンスだ。

- 【参加資格】35歳までの大工
- 【事前説明会】6/28(木)19:30
- 【講習会】7/1・15(日)9:00~
- 【大会】8/5(日)9:00~
- 【会場】すべて技術研修センター
- 【問い合わせ】
- 技術研修センター担当：田中
- 048-661-8139

直接利用とゆうゆう住宅の比較

利用方法	料率	利用料
直接申し込み	本体価格×0.5189%	103,780円
ゆうゆう住宅利用	本体価格×0.2725% +15,000円	69,500円

住宅本体価格2,000万円の場合



「儲からない」瑕疵担保責任保険への民間損害の参入意欲は低く、今後、中小住宅生産者が利用する保険は(財)住宅保証機構の住宅性能保証制度が主流になっていくと考えられる。

住宅保証機構も、07年度の事業計画で登録件数の目標を、06年度登録見込みの約2倍となる15万戸とし、利用が拡大すると見ている。ゆうゆう住宅は、全

疵担 義務化待たずに準備を ゆうゆう住宅で3万円安く

住宅瑕疵保証は早ければ2年後には義務化される。法案では瑕疵担保を付与しない住宅売買は禁じられ、違反業者には罰金刑もある。今後、自動車の自賠責同様に必ず瑕疵保証が必要となる。生産者は供託が保険を選べるが、

供託は財力のある大手生産者のためのもので、中小生産者には、保険以外の選択肢はない。

「儲からない」瑕疵担保責任保険への民間損害の参入意欲は低く、今後、中小住宅生産者が利用する保険は(財)住宅保証機構の住宅性能保証制度が主流になっていくと考えられる。

国交省 クレーム誘発の恐れも 「悪い情報」サイト開設へ

構造計算書偽造問題・悪質業者問題などで、住宅・建設業者に対する不安が大きくなっていくことから、国交省は4月19日、住宅建築・不動産事業者や公共交通機関に関連する事業者の「ネガティブ情報」公開サイトを開設することを明かした。

事業者の処分歴などを開示することで、消費者による選択・監視の目を強化し、適正な

事業運営を図ることを目的としている。

建設関連の対象事業者は、建設業者、不動産業者、マンション管理会社、確認検査機関、一級建築士など。

ネガティブ情報の公開内容は、行政処分・行政指導、公共工事の指名停止措置などだ。

さらに国交省管轄ではない、2級建築士や建築士事務所、知事許可不動産業者の情報の

利用される。同じ住宅性能保証制度を利用したとき、組合を通せば団体割引で「安い」というわけだ。

地元業者の腕と信頼を無視した、瑕疵保証の義務化には抵抗を感じるが、さまざまな消

買有意識調査が示しており、消費者が「保証」を求めているのは事実だ。他社との差別化をはかる意味でも、2年後の義務化を待たずに、準備していく必要があるのではないか。



ネガティブ情報サイト検索ページイメージ

行政処分を公開する際に、一般消費者からのクレームから発覚し処分につながった場合は、その事もあわせて記述される。手作りの住宅に工業製品の制度を求めるとクレームも多い。クレームの誘発をまねかない手だても必要だ。

この情報サイトは10月ごろ開設される予定だ。